

(写)

6 林整研第 5 9 号
令和 6 年 4 月 24 日

各都道府県森林保護担当部長 殿

林野庁森林整備部
研究指導課長

森林でのクマ類による人身被害防止に対する指導等の徹底について

平素より、森林被害対策にご尽力いただきまして感謝いたします。

近年、クマ類の市街地周辺での出没やクマ類による人身被害の発生が多く報告されているところですが、本年 3 月には、造林（地拵え）作業中に子連れと思われる母グマに襲われる事故も発生したところです。

今春は、昨年のブナ科堅果類の凶作等に伴い食物資源が不足した地域において、栄養状態の悪い個体や母グマを失った子グマ等の行動圏が拡大し、クマ類の出没する可能性が高まることが専門家から指摘されております。

今般、環境省から別紙のとおり、クマ類の出没に関する注意喚起や関係機関と連携した出没時の迅速な対応等について依頼が発出されました。

つきましては、森林・林業関係者のクマ類による人身被害を防止するため、林内に立ち入る際は、予期せぬ遭遇による事故の危険性があることを常に認識し、新しいクマ剥ぎや足跡等の痕跡の有無に注意するとともに、鈴やラジオなど音が鳴る物やクマよけスプレーを携帯するなど、遭遇リスクの回避、遭遇した際の対策をするよう貴都道府県の管下市町村、関係林業事業体への指導方お願いします。

また、クマ類による被害防止の関連情報（以下の参考を参照ください。）の周知や、クマ類の隠れ場所となる集落周辺の森林整備の推進等について、鳥獣行政担当部局や農政部局等とも連携し、適切な対応をお願いします。

【参考】

○環境省作成マニュアル「クマ類の出没対応マニュアル改定版」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

○環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

担当：林野庁森林整備部研究指導課

山下、鶴見

代表：03-3502-8111（内線 6214）

FAX：03-3502-2104

環自野発第 2404237 号

令和 6 年 4 月 23 日

各都道府県

鳥獣行政主管部局長 殿

環境省自然環境局

野生生物課長

令和 6 年度クマ類の出没に係る適切な対応及び クマ類に関する情報提供について（依頼）

鳥獣保護管理行政の推進につきましては、平素より御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、ヒグマ及びツキノワグマ（以下「クマ類」という。）の分布が拡大し、市街地への出没や人身被害の発生など、人との軋轢が深刻化しています。令和 5 年の秋には、秋田県及び岩手県を中心に、市街地や集落など人の生活圏へのクマ類の出没が相次ぎ、人身被害が過去最多を記録しました。

今後も、クマ類の分布拡大地域では個体数の増加が見込まれ、人の生活圏での効果的な人身被害等への対策を進める必要があります。こうした状況の下、環境省では、都道府県等によるクマ類の集中的かつ広域的な管理を支援するため、本年 4 月 16 日に、四国の個体群を除き、クマ類を指定管理鳥獣に指定しました。また、本年 2 月にまとめられた「クマ類による被害防止に向けた対策方針」の実施に向け、関係省庁が連携して「クマ被害対策施策パッケージ」を取りまとめました。今後、本パッケージに基づき、関係省庁が連携して、クマ類による被害防止に向けた総合的な取組を進めてまいります。

各都道府県におかれましては、こうした状況を踏まえ、地域の実情に応じたクマ類の保護・管理のより一層の推進に係る下記について、御協力をお願いいたします。

なお、クマ類の恒常的生息域ではない県におかれましても、必要に応じてご対応をお願いいたします。

「クマ類による被害防止に向けた対策方針（全文）」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-prevention-all.pdf>

「クマ被害対策施策パッケージ」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-counterplan.pdf>

【住民・管内関係機関への情報提供・注意喚起】

1. 出没や被害防止に関する市町村等への情報提供
 - ・これからの時期は、クマ類が冬眠から目覚めるとともに、山菜採りや登山等の春の行楽シーズンを迎え、山野へ立ち入る機会が多くなります。
 - ・住民や観光客等とクマ類との不慮の遭遇を避けるためにも、関係部局と連携の上、クマ類の出没や被害防止に関する情報提供をお願いします。
2. 誘引物の管理・除去についての市町村等への注意喚起

農地や集落周辺における生ごみや放置された農作物、果樹等はクマ類を誘引する要因となりますので、誘引物の管理・除去について注意喚起をお願いいたします。
3. 関係機関が連携した出没時の迅速な対応
 - ・今年の春は、昨年のブナ科堅果類の凶作等に伴い食物資源が不足した地域において、栄養状態の悪い個体や母グマを失った子グマ等の行動圏が拡大し、市街地出没の発生リスクが高まる可能性が専門家から指摘されています。
 - ・クマ類が出没した際には、市町村、警察、猟友会など関係機関と密に連携を取り、現地の状況や被害に応じた迅速な対応をお願いいたします。
4. クマ類の保護・管理に関する技術指針や取組事例の市町村等への情報提供
 - ・環境省では、クマ類の市街地等への出没、人身被害の発生、錯誤捕獲の発生等に対応するため、令和4年3月に「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」を改定しました。また、令和3年3月に地方自治体担当職員向けの「クマ類の出没対応マニュアル」を改定し、環境省ホームページに掲載しています。
 - ・また、環境省では、令和4年度からクマ類の出没対応の体制構築を支援するため、北海道、岩手県、新潟県、長野県、福井県、奈良県の6道県においてモデル事業を実施しています。これまでの取組状況に関する概要資料もあわせてお送りいたします。
 - ・これらについて、管内市町村など関係機関に情報提供いただくとともに、地域の状況に応じた保護・管理の参考として御活用ください。

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」（令和4年3月改定）

<http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/index.html>

「クマ類の出没対応マニュアル」（令和3年3月改定）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/>

【環境省への情報提供】

1. クマ類に係る情報の提供

例年のお願いとなりますが、春期のクマ類の出没が増える時期を迎え、クマ類に係る情報について、次の（１）～（５）に関する情報を、別添エクセルシート「【様式】堅果類の着花結実状況・クマ類被害対策に係る情報提供」に記入いただき、御提供をお願いいたします。

ご参考として、これまでに御提供いただいた情報を整理した資料を添付します。こちらの内容について更新がございましたら、合わせてご連絡いただけますと幸いです。

- （１）令和６年度堅果類の開花情報、結実調査について
- （２）令和６年度春期におけるクマ類出沒注意情報等の発出について
- （３）令和６年度クマ類の出沒に関する情報提供等について
- （４）警察官職務執行法第４条第１項の運用についての連携・協力体制について
- （５）関係機関との連絡会議等の開催について

2. 情報提供に係る期限

令和６年７月１９日（金）

3. 情報提供の提出先（メールにて、以下のすべてのアドレスに送付願います。）

向井 MASARU_MUKAI@env.go.jp

大川 EIKO_OKAWA@env.go.jp

大音 SHUHEI_OTO@env.go.jp

【目撃・出没情報等収集システムの活用】

令和4年3月より「捕獲情報収集システム」に目撃・出没情報等の入出力機能を追加しましたので、関係部局及び管下市町村等に周知の上、今後は積極的な利用をお願いいたします。

注：茨城県、千葉県、四国4県、九州・沖縄8県については、クマ類の恒常的生息域ではない、又は捕獲実績がないと認識していますが、該当するものがある場合には、ご報告をお願いします。

環境省野生生物課鳥獣保護管理室

担当：大川 EIKO_OKAWA@env.go.jp

向井 MASARU_MUKAI@env.go.jp

大音 SHUHEI_OTO@env.go.jp

(TEL03-5521-8285)